

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 地域福祉支援員 募集案内

世田谷区社会福祉協議会では、“誰もが安心して暮らせるまち・世田谷”を目指しています。このたび、社協の事務事業を担っていただける地域福祉支援員を募集します。

1. 採用予定職種

地域福祉支援員

地域福祉支援員は、専門的な知識や一定の経験を有し、事務事業を担当します。このたびの募集は、(1)本会が行う事業に関する事務担当(2)地域活動支援担当です。

◆地域活動支援の担当業務のあらまし

全28地区のうち一つの地区を常勤職員とともにペアで担当し、地区社協活動やボランティア活動の支援、ふれあいサービスのコーディネートや地域生活課題への対応など様々な相談支援に従事します。主な勤務場所は、担当地区を所管する地域社協事務所及び同地区内のまちづくりセンターです。

2. 採用予定人数

2名

3. 応募資格

パソコン操作(文書・イベントチラシの作成、名簿入力等のワード・エクセル等)ができる方で、次の要件を満たす方

- (1)本会が行う事業に関する事務担当
経理事務の経験やスキルを有する方
- (2)地域活動支援担当
 - ①及び②のうち、いずれかの要件に該当する
 - ①社会福祉協議会または福祉機関等での現場で1年以上の経験を有する方
 - ②地域活動、ボランティア活動に理解のある方

4. 職務内容

- (1)本会が行う事業に関する事務担当
 - ①経理事務 ②一般事務 ③窓口・電話対応・受付業務
- (2)地域活動支援担当
 - ①相談支援業務 ②地区、地域事務所の事務 ③関係機関等との連絡調整 ④住民活動の支援
 - ⑤窓口・電話対応・受付業務 ⑥行事等の実施 ⑦その他一般事務

5. 勤務地

本会が運営する世田谷区内の事業所(詳細は、本会ホームページをご覧ください。)
※勤務地(配属先)を選ぶことはできませんが、お住まいや通勤方法を考慮し決定します。

6. 雇用条件等

- (1)雇用期間:1年ごとの契約(初年度は令和6年11月1日~令和7年3月31日)
- (2)契約更新:雇用期間内の勤務成績が良好である場合は、雇用期間を4回まで更新可能
4回更新した者は、同一の職に再受験可能
- (3)基本給:月額189,100円

- (4)各種手当等:本会の規定により、通勤手当(限度額55,000円/月額)・超過勤務手当を支給する。
※賞与あり(令和5年度実績3ヵ月分) ※昇給・退職金なし
- (5)勤務時間:午前8時30分~午後5時15分(実働7時間45分、休憩1時間)
- (6)勤務日数:月16日(原則平日、ただし土日祝日が勤務となる場合もあります。)
- (7)休日:勤務の指定のない日
- (8)休暇:①有給休暇あり ※11月採用の場合7日、採用時に付与
②その他夏季休暇等、本会の規定により付与
- (9)社会保険:健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
- (10)雇止め:65歳

7. 採用予定日

令和6年11月1日

8. 応募方法

以下の書類を申込先にメールか郵送または持込によりご提出ください。

- (1)履歴書(写真貼付)
 - *自筆記入、PC作成いずれも可
 - *応募動機を記入してください。
 - *書類選考結果をメールでお送りしますので、必ずメールアドレスをご記入ください。
(わかりにくい文字には、ふりがなをお願いします。)
- (2)職務経歴書

9. 選考方法

- (1)書類選考
応募書類到着後、原則として7営業日以内に結果をご連絡します。
- (2)面接選考
書類選考合格後、調整の上、面接の日時を決定します。

10. 選考結果

最終結果については、面接選考後、原則として10営業日以内にご連絡します。

11. その他

- (1)ご提出いただいた応募書類に係って本会が取得した個人情報、採用選考のみに利用し、それ以外の使用はいたしません。なお、提出書類はお返しできませんのでご了承ください。
(採用選考終了後、廃棄いたします。)
- (2)採用予定人数に達し次第、受付を終了いたします。

12. 申込・問い合わせ先

〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟4階(小田急線「成城学園前」駅徒歩3分)
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 総務課 採用試験担当 宛
TEL:03(5429)2208 FAX:03(5429)2204
E-mail:stg-s02@setagayashakyo.or.jp
※問い合わせ時間:月~金(土・日・祝祭日・12/29~1/3休)午前8時30分~午後5時15分